

公益財団法人K I E R 経済研究財団定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本財団は、公益財団法人K I E R 経済研究財団と称する。

(事務所)

第 2 条 本財団は、主たる事務所を京都府京都市左京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本財団は、京都大学経済研究所（K I E R）と連携して、日本経済及び世界経済に関する調査・研究及びその支援事業を行うとともに、研究成果を広く一般社会に還元し、もって学術・文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 調査・研究及びその支援と研究者の育成
- (2) 一般に向けた研究成果の発表及び刊行支援
- (3) 研究会及び講演会・シンポジウムの開催と支援
- (4) 研究成果や研究者情報の世界に向けた発信
- (5) 図書及び資料の収集と整理並びに提供と閲覧事業
- (6) 委託研究調査事業
- (7) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、国内及び海外において行う。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第 5 条 本財団の財産は、基本財産及びその他の財産とする。

2 基本財産は、本財団の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附者が用途を指定していない場合の寄附金の用途については、寄附金として受け入れをした金額の50%以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金取扱規程による。

(基本財産の維持)

第 6 条 基本財産について本財団は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 基本財産から生じる収入は公益目的事業費に充てるものとする。

(基本財産の処分)

第 7 条 基本財産は、原則としてこれを処分し又は、担保に供してはならない。ただし、本財団の業務遂行上やむを得ない理由がある時は、理事会の議決に加わることができる出席理事の 3 分の 2 以上の議決を経て、評議員会の議決に加わることができる出席評議員 3 分の 2 以上の議決により承認を得た後、その一部を処分して公益目的事業費に充て、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(財産の管理・運用)

第 8 条 本財団の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産運用管理規程によるものとする。

(事業年度)

第 9 条 本財団の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 10 条 本財団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 11 条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 第 1 項の書類については、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 12 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第13条 本財団が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において総評議員数の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 本財団が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

第4章 評議員

(評議員)

第14条 本財団に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

① 各評議員について、次の(1)から(6)に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

- (1) 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- (2) 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (3) 当該評議員の使用人
- (4) (2)又は(3)に掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- (5) (3)又は(4)に掲げる者の配偶者
- (6) (2)から(4)までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

② 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次の(1)から(4)に該当する評議員の合計数が評議員の3分の1を超えないものであること

- (1) 理事
- (2) 使用人
- (3) 当該地の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- (4) 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会を除く。)である者
 - I 国の機関
 - II 地方公共団体
 - III 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - IV 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - V 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - VI 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設置され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員はこの法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任 期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第17条 評議員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第18条 本財団は、この定款に規定する任務を怠ったことによる評議員の損害賠償責任を、総評議員の同意によって免除する事ができる。

第5章 評議員会

(構 成)

第19条 本財団に、評議員会を置く。

2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員、理事及び監事の報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開 催)

第21条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度の終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集及び通知)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集するには、理事長（前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあってはその評議員、次項において同じ）は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して書面でその通知をしなければならない。

4 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

5 第3項にかかわらず、評議員全員の同意を得たときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催できる。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、開催の都度、その評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第25条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

(評議員会運営規則)

第27条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第6章 役員

(役員の設置)

第28条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上10名以内
 - (2) 監事2名以上5名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 4 理事長以外の理事のうち、若干名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本財団の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を、理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第33条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第34条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第35条 本財団は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という）第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 本財団は、一般社団・財団法人法第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、一般社団・財団法人法第198条で準用する同法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の招集に関する事項
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 重要な財産の処分及び譲受け
- (5) 多額の借財
- (6) 重要な使用人の選任及び解任
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止
- (8) 一般財団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (9) 一般社団・財団法人法第198条で準用する同法第114条第1項に規定する損害賠償責任の一部免除
- (10) その他理事会での決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集しようとするときは、理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した文書により通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。
- 3 前項にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

(理事会運営規則)

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規則による。

第8章 運営委員会

(運営委員の職務と権限)

第44条 本財団に、運営委員を置く。

2 運営委員の定数は、10名以上35名以内とする。

3 運営委員は、本財団の日常業務に関する事項を審議する。

(運営委員の選任と任期)

第45条 運営委員は、理事会の決議によって選任する。

2 運営委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の締結の時までとし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第46条 理事長、理事、運営委員は運営委員会を構成して次の業務の事項を審議又は協議する。

(1) 運営委員等が提案する提言・意見書・報告書

(2) その他日常業務における活動及び運営

(運営委員会運営規則)

第47条 運営委員会に関し必要な事項は、理事会において別に定める運営委員会運営規則による。

第9章 顧問

(顧問)

第48条 本財団に顧問を置くことができる。

2 顧問は、本財団に対し特に顕著な功績のあったと認められる者から、運営委員会が候補者を推薦し、理事会の決議によって選任する。

3 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し意見を述べることができる。

4 顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の締結の時までとし、再任を妨げない。

第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

- 第49条 この定款は、評議員会において、決議に加わることができる評議員の3分の2以上の評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第15条についても適用する。

(解散)

- 第50条 本財団は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第51条 本財団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

- 第52条 本財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人は又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

- 第53条 本財団の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に記載する方法により行う。

第12章 事務局その他

(事務局)

- 第54条 本財団に事務を処理するための事務局を置く。
- 2 事務局には、必要に応じ事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を経て選任及び解任し、職員は理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

(委任)

- 第55条 この定款に定めのあるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

(附 則)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本財団の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事 田中 宏 徳永 昌弘 林 晴夫 平口 良司 八木 匡 矢野 誠
監事 瀬尾 芙巳子 三野 和雄

4 本財団の最初の理事長は、矢野 誠とする。

5 本財団の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
大川 昌幸 夏目 啓二 溝端 佐登史

(附 則) (平成24年6月14日)

1 この定款の変更は、平成24年6月14日から施行する。